

ただ働きやパワハラのない職場をみんなの力で ＃あなたの職場健康度チェックキャンペーン



あなたの職場は、働き続けることができる健康な職場ですか？長時間労働やただ働き、パワハラはないでしょうか？都民に適切な医療を提供するには、パワハラやただ働きのない、職員が快適に勤務することができる職場環境が必要です。そして、そのような職場環境を整備する責任が使用者である病院にはあるのです。超過勤務には明

確な労働時間という基準があります。それにも関わらず、「それは超過勤務として認められない」といった発言が通用してしまう職場がまだあります。パワハラは「①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの」という定義がありますが、抽象的でわかりにくいものです。そこで病院支部では、＃あなたの職場健康度チェックとして組合員の皆さんを対象にオンラインで調査を行うことにしました。右のQRコードからページにアクセスして5個の質問に回答するだけです。「パワハラ、セクハラがある」にあると回答された方は、簡単でいいので事実をご記入ください。20年6月からパワハラ防止法により、防止措置が病院の義務となっています。組合員の皆さんから寄せられたデータは職場の労働環境改善のために活用させていただきます。



あなたの職場健康度チェック

新入職員の皆さんへ 共済を活用して安心の暮らしを

今なら、来年3月まで掛け金無料のプレゼント！

労働組合では、共済活動をおこなっています。共済活動は、全国の仲間の助け合う制度です。少ない掛け金で、もしもの時には充実した給付を受けることができます。今年と去年の新人さんには、来年の3月まで掛け金がいらぬ特典があります。コロナでの請求もできます。ぜひ共済に加入しましょう。お問い合わせは各分会事務所、または病院支部まで。

病気・ケガによる入院 ※1	4,000円/日
ガンによる入院 ※1	6,000円/日
不慮の事故による入院 ※1	8,000円/日
通院 ※2	2,000円/日
死亡・重度障害 (不慮の事故200万円)	100万円
手術見舞金	60,000円
診断書料補助	5,000円/1通 (1共済期間2通まで)

※1 1日目から180日が限度 (1共済期間)。
※2 1日目から90日が限度 (1共済期間)。連続5日以上安静加療が必要。
※詳しくはセット共済のページをご覧ください。

都庁職病院支部

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail: mail@t-byoinsibu.jp URL: http://www.t-byoinsibu.jp

@Byoinsibu_Tocho 都立病院のお役立ち情報を発信しています
あなたの職場の健康度は？いますぐチェック →



LINE@
都庁職病院支部

職場の悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です



都立病院で働くしづ子さんが
つぶやいています。
共感することもあるはず！

#看護師のしづ子さんと検索